

労働災害多発注意報発令中

建設業の現場を中心に「署長パトロール」を実施中！

**建築工事・解体工事・河川復旧工事現場を中心に回っています
お伺いした現場では、添付した資料をお配りしております**

「全国安全週間 準備月間」実施期間中

**経営者、発注者、家族等によるパトロールを実施しましょう！
ポスターやのぼり[🚩]等で職場の安全機運を高めましょう！**

機械の点検調整中に身体をはさまれる災害が発生しました

いわき市内の工場において、機械の調整作業中に胴体をはさまれて大けがをする労働災害が発生しました。

発生原因については調査中ですが、**機械の修理や調整作業等を行う場合には機械の運転を停止し、作業中は機械を再起動させないための措置を講じなければなりません（労働安全衛生規則第107条）。**

昨年来、機械の保守点検の作業中に、死亡災害など重篤な労働災害が発生しています。これらの作業を行う事業者の皆様には、**労働安全衛生法を遵守し、安全な作業方法の確立と作業への確実な伝達**をお願いします。



イメージ図
(職場のあんぜんサイトから引用)

職場における感染拡大防止対策を再確認しましょう！

- 福島市保健所が複数の新型コロナ陽性者が確認された職場26か所を調査したところ、
- 約7割が適切なアルコール濃度（60%以上）と頻度で正しい手指消毒を実施していなかった
 - 約6割が適切な濃度と頻度でドアノブ・スイッチ等共有物の消毒を実施していなかった
 - 約6割が昼食時などマスク無しで会話しながら飲食していた
 - 約6割が職員の体調管理が個人任せであり職場として管理が徹底されていなかった

これらの要因が2個以上重なると陽性者が複数発生していたとのことです。

（「福島市保健所だより」から引用。詳しくは検索サイトにて「福島市保健所だより」と検索の上ご覧ください）

皆様の職場におかれても、あらためて感染防止対策の再確認をお願いします。

厚生労働省がコロナ感染防止対策お役立ちサイトを設置しています。業種別の感染防止マニュアルやチェックリストが掲載されています→→[こちらをクリック](#)

労働災害多発注意報発令中

転倒、墜落、熱中症、感染症に
ご注意ください！！

いわき労働基準監督署
署長パトロール実施中です

添付したリーフレットをご覧ください

1. **STOP！転倒災害**
2. **はしご・脚立からの墜落防止**
3. **熱中症を防ごう！**
4. **職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！**

いわき労働基準監督署長からひとこと

現場で手書きしています

(例)

はしご・脚立からの墜落にご注意ください！

現在のWBGT値は30です。熱中症対策を確実に！

! 3つの転倒予防



転倒による労働災害は最も多く、**全体の約25%**

転倒によるケガの**約6割が休業1か月以上**のケガです!!

1 作業場所の整理整頓



2 作業場所の清掃



3 毎日の運動



▶ 転倒災害は、**大きく3種類**に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック!



あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

	チェック項目	<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

労働者、
雇用主の
皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する機会が多いのではないのでしょうか。しかし、**過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。**

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント

1

はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用**しましょう。

P 2 参照

ポイント

2

はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる**床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討**しましょう。

P 3 参照

ポイント

3

はしごや脚立を使用する際は、高さ1 m未満の場所での作業であっても**墜落時保護用のヘルメットを着用**して、頭部の負傷を防ぎましょう。

P 4 参照

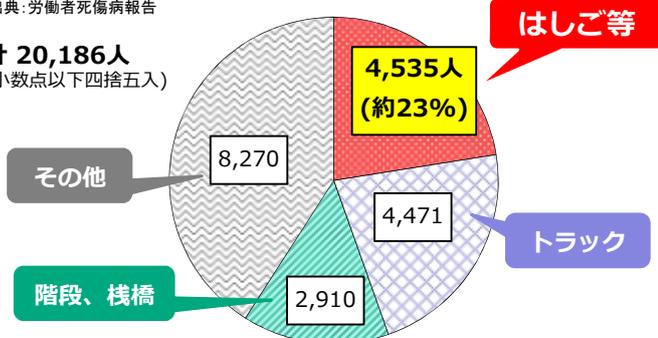
統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い （平成23年～27年 5年平均）

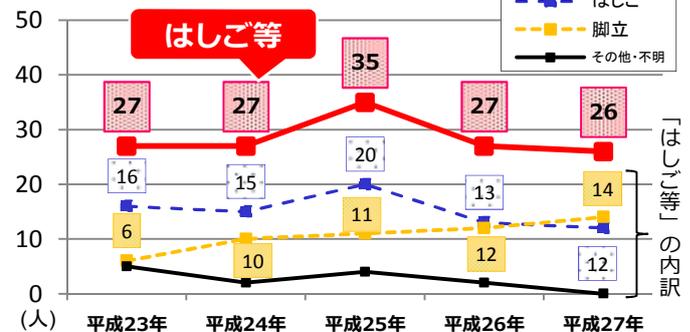
【墜落・転落による休業4日以上（約1週間）以上の被災労働者数】
出典：労働者死傷病報告

計 20,186人
（小数点以下四捨五入）



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】
出典：死亡災害報告

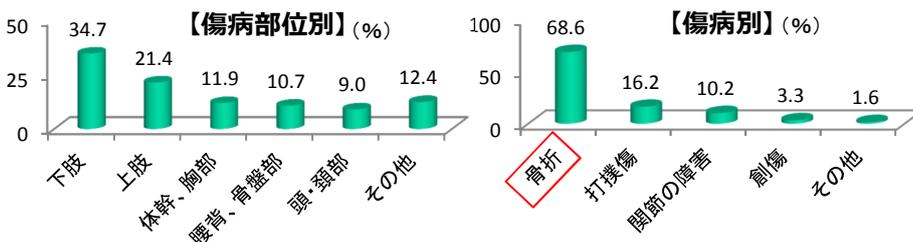


参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

参考：「菅間敦，大西明宏，脚立に起因する労働災害の分析，労働安全衛生研究，Vol.8, No. 2, pp. 91-98, 労働安全衛生総合研究所，2015年」

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上（約1週間）以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

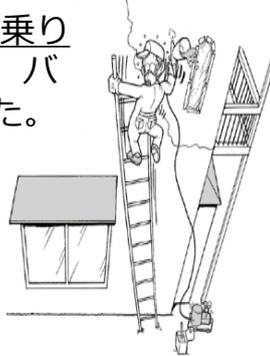
ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

はしご

No.1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】 はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

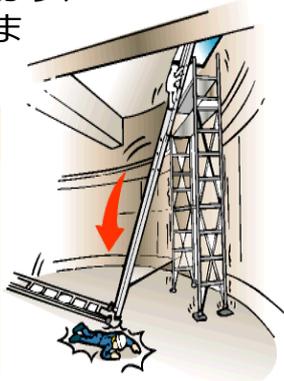


ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

No.2 はしごが転位する

【事例】 はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

No.3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】 はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

脚立

No.1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】 脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

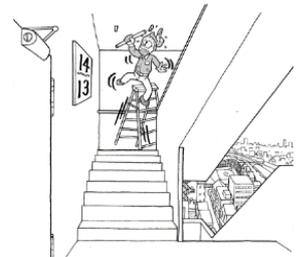


ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

No.2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】 脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。

No.3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】 手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

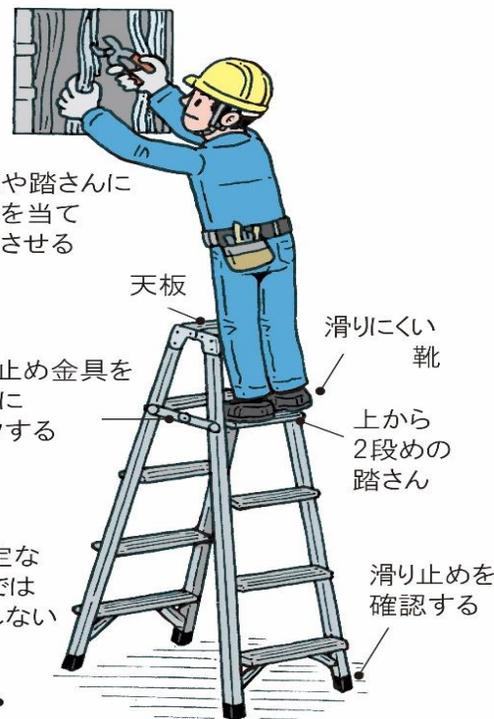
年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない



「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

熱中症を防ごう!

-令和2年に死亡災害3件発生-

福島県内の令和2年の熱中症による労働災害については、死亡者数は3人、休業4日以上
の死傷者数は20人で、令和元年と比べて死亡者数、死傷者数ともに増加しました。

厚生労働省では、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、
職場での熱中症予防のための重点的な取り組みを進めています。

熱中症を予防するため、

「喉の渇きにかかわらず水分・塩分の摂取」「こまめな休憩の確保」

「暑さに慣れる期間の設定」「労働者の異変を認めたときの救急隊への要請」

などに取り組みましょう。

熱中症とは 高温の環境下で体温調節や循環機能などの働きに障害が起こる病気です。

熱中症の症状と分類		
分類	症状	重症度
I度	<ul style="list-style-type: none">●めまい・生あくび・失神 「立ちくらみ」という状態で、“熱失神”と呼ぶこともある。●筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。“熱けいれん”と呼ぶことも。●大量の発汗	小 ↓ 大
II度	<ul style="list-style-type: none">●頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から“熱疲労”といわれていた状態。●集中力や判断力の低下	
III度	<ul style="list-style-type: none">●意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、身体がガクガクと引きつげがある、まっすぐに走れない・歩けないなど●高体温 体に触ると熱いという感触がある。“熱射病”、“重度の日射病”といわれていたもの。	

熱中症死亡災害発生事例

番号	発生月	業種	被災者	発生状況
1	8月	建設業	男 40歳代	敷地の開発工事において、現場作業員としてアスファルトの舗装作業に従事していた。正午頃に休憩のため付近にあった公園の水飲み場に歩いて移動していたところ、倒れたため、直ちに病院に救急搬送されたが翌日に死亡した。(気温 34.2℃ WBGT値 31.2℃)
2	8月	建設業	女 40歳代	集合住宅の解体工事現場にて、解体により生じた廃材を手作業で仕分けする作業を行っていたところ、倒れているのを発見され、救急搬送されたものの死亡した。(気温 32.9℃ WBGT値 31.0℃)
3	8月	建設業	男 60歳代	配管撤去工事現場において、高所作業車にて配管等の撤去作業に従事していたところ、当該高所作業車上で死亡しているのが発見されたもの。(気温 29.8℃ WBGT値 28.8℃)

STOP!熱中症

令和3年 5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

実施期間:令和3年5月1日から9月30日まで(準備期間4月、重点取組期間7月)

重点取組期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備期間

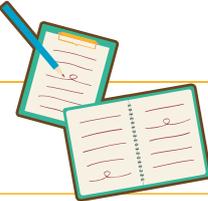
5/1

キャンペーン期間

9/30

確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう!

準備期間(4月1日～4月30日)

<input type="checkbox"/>	WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。 
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。  
<input type="checkbox"/>	服装などの検討	通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。 
<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。 
<input type="checkbox"/>	緊急時の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょ。 

WBGT値については、JIS規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計による随時把握を基本としてください。その地域を代表する一般的なWBGT値を参考とすることは有効ではありますが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意してください。

地域を代表する一般的なWBGT値の参照:環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp>

キャンペーン期間(5月1日～9月30日)



WBGT指数計の例

STEP 1

□ WBGT値の把握

JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策をとりましょう。

<input type="checkbox"/>	WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/>	通気性の良い服装など		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩をとり、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です!	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 をとりましょう。	
<input type="checkbox"/>	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	<u>日常の健康管理など</u>	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- WBGT値の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんととっているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・いったん作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、又は救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間(7月1日～7月31日)

梅雨明け



- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、**作業の中断、短縮、休憩時間の確保**を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的にとりましょう。**
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんととりましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。**



身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 ℃	暑熱非順化者のWBGT基準値 ℃
0 安静	◆安静◆楽な座位	33	32
1 低代謝率	◆軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記) ◆手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け) ◆腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作) ◆立位でドリル作業(小さい部品)◆フライス盤(小さい部品) ◆コイル巻き◆小さい電機子巻き◆小さい力で駆動する機械 ◆2.5km/h以下での平坦な場所での歩き	30	29
2 中程度代謝率	◆継続的な手及び腕の作業(くぎ打ち、盛土) ◆腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両) ◆腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫) ◆軽量な荷車及び手押し車を押したり引いたりする ◆2.5km/h～5.5km/hでの平坦な場所での歩き◆鍛造	28	26
3 高代謝率	◆強度の腕及び胴体の作業◆重量物の運搬 ◆ショベル作業◆ハンマー作業◆のこぎり作業 ◆硬い木へのかんな掛け又はのみ作業 ◆草刈り◆掘る◆5.5km/h～7km/hでの平坦な場所での歩き ◆重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする ◆鋳物を削る◆コンクリートブロックを積む	26	23
4 極高代謝率	◆最大速度の速さでのとても激しい活動◆おのを振るう ◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする ◆階段を昇る◆平坦な場所で走る ◆7km/h以上で平坦な場所を歩く	25	20

注1 日本産業規格 JIS Z 8504(熱環境の人間工学—WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境)附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも1週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件(又は類似若しくはそれ以上の極端な条件)にばく露された人」をいう。

注3 (参考)休憩時間の目安※:暑熱順化した作業員において、WBGT基準値～1℃程度超過しているときには1時間当たり15分以上の休憩、2℃程度超過しているときには30分以上の休憩、3℃程度超過しているときには45分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業員においては、上記よりも長い時間の休憩等が望ましい。

※身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

(出典)米国産業衛生専門家会議(ACGIH)の許容限界値(TLV)を元に算出。



福島労働局 労働基準部 健康安全課

TEL 024-536-4603



詳しくは、厚生労働省ホームページ「熱中症関連情報」をご覧ください。

厚生労働省 熱中症

検索

職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

- 
- ① すべての確認事項にがつかない場合
- リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」に掲載された「職場における感染防止対策の実践例」などを参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- ② すべての確認事項にがついた場合
- 厚生労働省ホームページに掲載された「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」などを活用して、引き続き、職場の実態に即した対策を労使で検討してください。